

令和8年度 沖縄県福祉サービス第三者評価調査者 養成研修開催要綱

1. 目的

本研修は、これから沖縄県福祉サービス第三者評価制度の評価調査者として活動する者を対象に、評価調査に必要な実践的知識や基本的技術を習得させることを目的として実施する。

2. 主催

沖縄県（沖縄県福祉サービス第三者評価事業推進組織）

3. 研修期日

第1回 令和8年10月26日（月）～10月28日（水）

第2回 令和8年11月18日（水）～11月20日（金）

※第1回、第2回は同じ内容となるため、どちらか1回の受講となります

4. 会場

沖縄県総合福祉センター 4階 研修室（那覇市首里石嶺町4丁目373-1）

※駐車場は混み合う可能性がありますので、公共交通機関の積極的なご利用にご協力ください。

5. 研修内容

別紙1「養成研修日程」を参照

6. 研修受講料

無料（ただし、研修受講に要する交通費、昼食代、宿泊費等は受講者負担となります。）

7. 受講資格

今後、沖縄県内において評価調査者として活動する予定があり、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者

- (1) 組織運営管理業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- (2) 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で当該業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者

- 注１）要件（１）の「組織運営管理業務」とは、以下の組織を管理・統括する業務をいう。
- ア 社会福祉法人の役員、福祉サービス事業者の長（いずれも退職者を含む）
 - イ 公益法人、特定非営利活動法人の役員、事務局長（いずれも退職者を含む）
 - ウ 民間企業の役員、企業内の部署を統括する監督者又は管理者（いずれも退職者を含む）
- 注２）要件（２）の「福祉、医療、保健分野の有資格者」とは、次に掲げる者とする。
- ア 福祉分野：社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士、精神保健福祉士
 - イ 医療分野：医師、看護師、理学療法士、作業療法士
 - ウ 保健分野：保健師、栄養士
- 注３）要件（２）の「学識経験者」とは、次に掲げる者とする。
- ア 大学・短期大学・専門学校で、社会福祉、医療、保健分野の教員、講師、助手として３年以上従事しているもの
 - イ 社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識及び業務経験を有する者（公認会計士、税理士、社会保険労務士等）
- 注４）要件（２）の「これと同等の能力を有していると認められる者」とは、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人又は行政、民間企業の常勤職員で社会福祉、医療、保健分野において業務（指導的な業務・相談業務）を３年以上経験し、業務を通じて福祉サービス内容を熟知している者をいう。

８．研修申込み

別紙２「養成研修申込書」を記入のうえ、「７．受講資格」で定める要件を満たすことを証する書類（職歴による場合は履歴書（任意様式）、資格の保有による場合には履歴書（任意様式）及び当該資格の保有を証する書類（資格証の写しなど））とあわせて、「１０．申込み及び連絡先」へメールまたは郵送により、令和８年１０月６日（火）までにお申し込みください（当日必着）。

※研修申込みの際は、事前に「９．受講にあたっての留意事項」をご確認ください。

※受講資格の審査後、受講資格を有する研修申込者には「研修承諾書」を送付します。研修一週間前になっても送付されない場合には、「１０．申込み及び連絡先」までご連絡ください。

９．受講にあたっての留意事項

- （１）研修当日は、研修承諾書、筆記用具を持参のうえご参加ください。
- （２）本研修は、指定された研修科目のすべてを受講（欠席・遅刻・早退は認めない）し、かつ令和８年度中に県が別途実施する実技研修を受講しなければ、研修を修了したものとみなされませんのでご注意ください。
- （３）本研修を修了した場合であっても、評価機関に所属していない方は、実際に評価調査業務を行うことはできませんのでご注意ください。また、沖縄県では評価調査者に対し、毎年度実施される継続研修の受講を義務付けています。
- （４）本研修の修了及び評価調査者名簿への登録をもって、評価調査者としての活動が保証されるものではありません。

10. 申込み及び連絡先

〒900－8570

沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県 生活福祉部 福祉政策課 地域福祉推進班

TEL (098) 866－2177 FAX (098) 866－2569

Email aa030100@pref.okinawa.lg.jp